明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○消防法施行令の一部を改正する政令（三三三）　二

○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（三三四）　三

〔省　令〕

○消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（**総務**八〇）　四

〔告　示〕

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画を認定した件（**内閣府**二六八）　五

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（**同**二六九）

○天皇皇后両陛下は第三十四回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件（**宮内庁**一三）

○火災通報装置の基準の一部を改正する件（**消防庁**二四）

○加圧送水装置の基準の一部を改正する件（**同**二五）

○屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件（**同**二六）

○除籍が滅失した件（**法務**四三四～四三六）

○薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医療機器を指定した件（**厚生労働**三九二）

○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（**農林水産**一四三三）

○保安林の指定を解除する件（**同**一四三四）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四三五）

○保安施設地区の指定をする件（**同**一四三六、一四三七）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一〇二七）

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一一八）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（富山労働局最低賃金公示二、兵庫同四、島根同二）

〔公　告〕

諸事項

官庁

公示送達、財団、社会保険労務士懲戒処分、基本測量関係事項関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇消防法施行令の一部を改正する政令（政令第三三三号）（総務省）

1　消火器具に関する基準の見直し

この政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）別表第一(六)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物について、消火器具を設置することとした。（第一〇条第一項関係）

2　屋内消火栓設備に関する基準の見直し

新令第一二条第一項第一号に掲げる防火対象物のうち、一定の施設構造を有するものにあっては、延べ面積が一〇〇〇平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた面積以上のものについて、屋内消火栓設備を設置することとした。（第一一条第二項関係）

3　スプリンクラー設備に関する基準の見直し

(一)　新令別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の部分で同表(六)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三〇〇〇平方メートル以上のものについて、スプリンクラー設備を設置することとした。（第一二条第一項第一号及び第九号関係）

(二)　新令別表第一(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供されるものについて、スプリンクラー設備を設置することとした。（第一二条第一項第一号及び第九号関係）

(三)　新令第一二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル未満のものに限り、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができることとした。（第一二条第二項第三号の二関係）